

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大宜味村

## 大宜味村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：大宜味村役場 産業振興課  
所在地：大宜味村字大兼久157番地  
電話番号：0980-44-3232  
FAX番号：0980-44-3999

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヒヨドリ、シロガシラ、オリオオコウモリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	沖縄県大宜味村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害数値
イノシシ	果樹類	0.37ha	291,700円
ヒヨドリ	果樹類	不明	不明
シロガシラ	果樹類	不明	不明
オリオオコウモリ	柑橘類	1.4ha	1,002,800円

(2) 被害の傾向

○イノシシ

1. 生息状況

村内全域の山間部に生息し、平成23年度よりサトウキビを中心に侵入防止柵を整備し、サトウキビへの被害は減少したが、シークワサー、パインアップルへの被害がみられるようになった。

2. 被害発生時期

1年を通じて各農作物の収穫時期を中心に被害が出ている。

3. 被害場所

村内の山間部地域での露地栽培作物での発生が目立っているが集落内での露地栽培作物での被害も出ている。

①果樹類への根荒らしや落葉・未熟果の落下による収穫量減被害や熟果への食害による被害がある。

②野菜類では、掘り起こしによる収穫量減被害や食害被害も出ている。

③侵入防止柵の設置により被害減少傾向にあるが、今まで被害のなかった圃場や未整備地区の作物への被害が深刻化している。

○ヒヨドリ

1. 生息状況

春から夏はつがいやファミリーが見受けられ、秋から冬にかけては群れをなして一定の場所にとどまり、柑橘果樹類等での被害が多発している。

2. 被害発生時期

春から夏の被害は少ないが、秋から冬にかけての群れの飛来により収穫時期の作物への被害が出ている。

3. 被害場所

村内全域で露地栽培作物での被害が多く確認されている。

○シロガシラ

1. 生息状況

春から夏はつがいやファミリーが見受けられ、秋から冬にかけては群れをなして一定の場所にとどまり、柑橘果樹類等での被害が発生している。

2. 被害発生時期

春から夏の被害は少ないが、秋から冬にかけての群れの飛来により収穫時期の作物への被害が出ている。

3. 被害場所

村内の山間部地域での露地栽培作物で被害が多く確認されているが、集落内の露地栽培でも被害がある。

○オリオオコウモリ

1. 被害発生時期

○オリオオコウモリ

1. 被害発生時期

一年を通じて活動している。特に柑橘類の収穫時期に被害が大きい。

2. 被害場所

山間部の柑橘類を栽培している地域に被害が集中している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	被害額:291,700円 被害面積:0.37ha	被害額:262,530円 被害面積:0.33ha
ヒヨドリ	被害額:不明 被害面積:不明	被害額:不明 被害面積:不明
シロガシラ	被害額:不明 被害面積:不明	被害額:不明 被害面積:不明
オリオオコウモリ	被害額:1,002,800円 被害面積:1.4ha	被害額:902,520円 被害面積:1.3ha

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、イノシシの駆除活動や被害防止対策指導や被害状況確認等を行ってきた。 ヒヨドリ、シロガシラ、オリーブオオコウモリについては被害状況調査や農家との情報共有を図った。	狩猟者が少ないため、担い手の育成が必要。また、新規狩猟免許取得者の確保が課題。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ侵入防止柵としてワイヤーメッシュを農家の自力施工にて行ってきた。また、駆除隊による一斉駆除や追い払い活動も行ってきた。	被害の大きい作物を中心に侵入防止柵設置地域を選定してきたが、今まで被害のなかった圃場や作物への被害が出ている。 現在の被害拡散状況を勘案し今後の計画を検討する必要がある。

#### (5) 今後の取組方針

- ①侵入防止柵や防鳥ネットの設置地域を拡大し、継続的かつ効率的に被害防止が可能な圃場整備。
- ②生息調査や被害状況調査に基づいた捕獲・駆除の実施を徹底し、生態系維持・個体数確保の均衡を図る。
- ③生息域や行動習慣等、作物の収穫時期などに合わせて追い払い活動を行い、被害を未然に防ぐ対策への取組。
- ④捕獲した個体の一部については、沖縄県猟友会を通じて、豚熱・アフリカ豚熱浸潤状況調査用の検体として、沖縄県北部家保に血液を提供する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①大宜味村鳥獣被害防止対策協議会員の中から、大宜味村長が適当と認める対象鳥獣捕獲員の指名又は任命を行い、駆除や追い払い活動を実施する。
- ②罠を使用する際は、2日間で1回以上の見回り点検を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ヒヨドリ シロガシラ	①罾や銃器による捕獲・駆除・追い払い活動 ②侵入防止柵や防鳥ネットの整備 ③狩猟免許取得及び有資格者の育成
令和6年度	イノシシ ヒヨドリ シロガシラ	①罾や銃器による捕獲・駆除・追い払い活動 ②侵入防止柵や防鳥ネットの整備 ③狩猟免許取得及び有資格者の育成
令和7年度	イノシシ ヒヨドリ シロガシラ	①罾や銃器による捕獲・駆除・追い払い活動 ②侵入防止柵や防鳥ネットの整備 ③狩猟免許取得及び有資格者の育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシの令和2年度～令和3年度の捕獲実績は214頭頭であるが、被害は依然として続いている。今後も継続して捕獲活動に取り組み生息数をへらして、被害減少に努める。 ヒヨドリやシロガシラの捕獲実績はないが、銃器駆除の技術向上や捕獲箱の導入等により捕獲活動を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	100	120	150
ヒヨドリ	100	100	100
シロガシラ	100	100	100

捕獲等の取組内容
捕獲時期：通年（生産者・住民からの被害報告を受け捕獲する） 捕獲方法：銃器、わな（イノシシ）、捕獲箱（ヒヨドリ、シロガシラ） 捕獲場所：大宜味村内全域（ただし鳥獣保護区を除く）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大宜味村内全域において、イノシシによる柑橘類及びパインアップル、さとうきびの被害が発生している。中山間部地域においては、水も豊富であり山林が広がっていることから、被害が通年発生している。山間部地域のイノシシは大型で警戒心が強く、近づくことが困難なため、ライフル銃を使用することにより射程距離や精度を上げて効率的に駆除活動を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沖縄県大宜味村	イノシシ、ヒヨドリ、シロガシラ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	侵入防止柵設置	侵入防止柵設置	侵入防止柵設置
ヒヨドリ	防鳥ネット設置	防鳥ネット設置	防鳥ネット設置
シロガシラ	防鳥ネット設置	防鳥ネット設置	防鳥ネット設置
オリエオオコウモリ	侵入防止ネット	侵入防止ネット	侵入防止ネット

(2) その他被害防止に関する取組

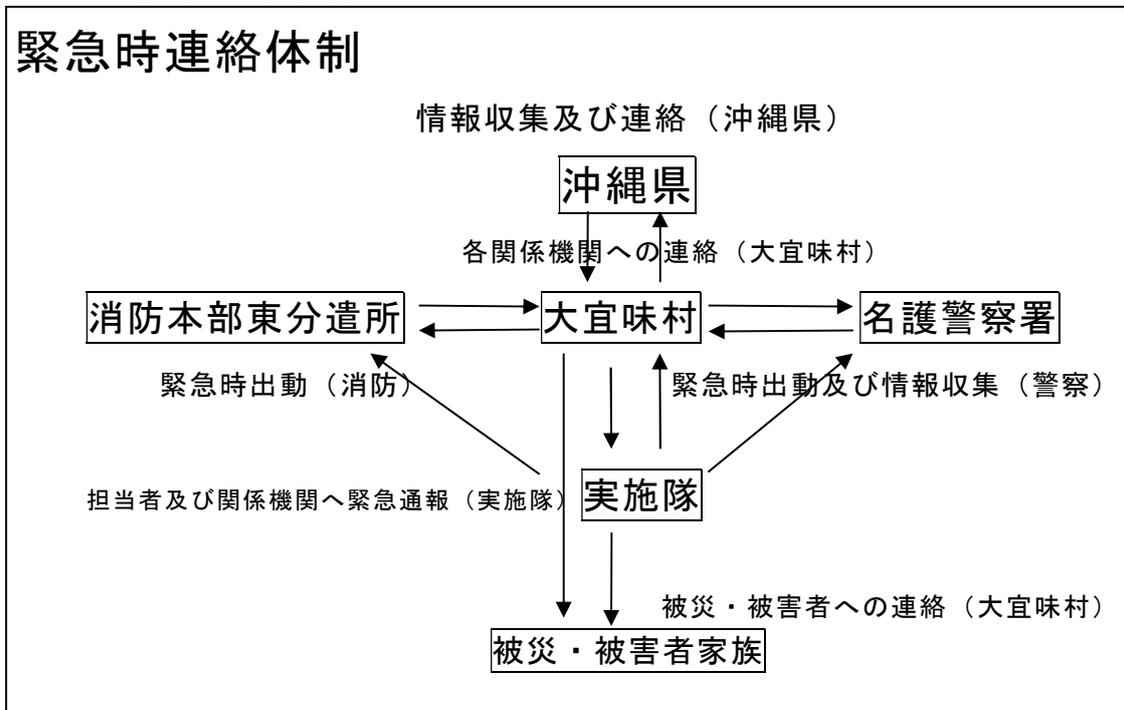
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ヒヨドリ シロガシラ オリエオオコウモリ	・ 侵入防止柵の維持管理 ・ 被害防止対策指導、放任園地の管理指導 ・ 収穫期などの追上げ・追い払い活動
令和6年度	イノシシ ヒヨドリ シロガシラ オリエオオコウモリ	・ 侵入防止柵の維持管理 ・ 被害防止対策指導、放任園地の管理指導 ・ 収穫期などの追上げ・追い払い活動
令和7年度	イノシシ ヒヨドリ シロガシラ オリエオオコウモリ	・ 侵入防止柵の維持管理 ・ 被害防止対策指導、放任園地の管理指導 ・ 収穫期などの追上げ・追い払い活動

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大宜味村産業振興課	各関係者への情報収集・情報提供・対策活動時の各区への活動連絡
大宜味村鳥獣被害防止対策実施隊	各関係者への情報収集・情報提供・対策
名護警察署 消防本部大宜味分遣所	情報提供・対策指導・対策
沖縄県	情報提供・対策指導

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲者の責任において埋却処分を行う。
- ・ 買い取りを行うイノシシは下あごのみを提出し、肉として利活用する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ：捕獲者による自家消費を行なう。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大宜味村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大宜味村産業振興課	大宜味村鳥獣被害防止計画の作成 実施隊への指導、監督、助言
JAおきなわ大宜味支店	生産者からの情報収集・鳥獣被害等の調査
JAおきなわ北部地区 営農振興センター	作物被害状況の調査・被害量等のデータ集計 生産者からの情報収集・情報提供
北部農林水産振興センター	鳥獣被害の防除方法の指導・情報提供等
大宜味村区長会	地域住民への情報提供・情報収集
大宜味村議会	地域住民への情報提供・情報収集
大宜味村農業委員会	生産者からの情報収集・情報提供
実施隊員 大宜味村狩猟者会	有害鳥獣の駆除・追い払い活動 有資格者の担い手育成 有害鳥獣の生息調査 鳥獣被害等の調査 生産者からの情報収集・情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
沖縄本島北部地区野生鳥獣 被害対策協議会	鳥獣被害実態・取組活動等情報共有
沖縄県病害虫防除技術 センター	防除対策指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

役場産業振興課が農家等からの被害報告を受けて、実施隊と共に調査し、大宜味村鳥獣被害防止対策実施隊が村長の許可により実施する。  
鳥獣被害対策実施隊は第1種銃猟免許またはわな猟免許取得者を中心に構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- |   |
|---|
| <p>①有害鳥獣等を駆除するだけでは抜本的な対策とはいえないため、村民一丸となった鳥獣対策を行う。</p> <p>②生産者においては、放任果樹の管理・指導を徹底して行う。</p> <p>④地域住民・農家・関係機関・近隣市町村との協力連携を図る。</p> <p>⑤令和5年2月現在、沖縄県全域において野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱の感染は確認されていないが、野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適切な処理・消毒を実施する。</p> |
|---|